



平成 27 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 C K サ ン エ ツ  
代 表 者 の 役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 釣 谷 宏 行  
(コード番号 5757 名証第二部)  
問 い 合 わ せ 先 管 理 統 括 部 門 長 平 尾 和 也  
電 話 ( 0 7 6 6 ) 2 8 - 0 0 2 5

### 日本伸銅株式会社（証券コード：5753）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社CKサンエツ（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 27 年 2 月 10 日開催の取締役会において、以下のとおり、日本伸銅株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部、コード番号：5753、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、平成 18 年 10 月頃から純投資を目的として市場内取引による取得を継続的に実施してきた結果、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場している対象者株式 3,833,000 株（所有割合（注）16.23%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において、他の取扱いを定めていない限り同じです。))を所有することとなり、平成 26 年 6 月 27 日開催の対象者の株主総会並びにその後の取締役会及び監査役会において、当社グループ出身者が対象者の代表取締役社長、取締役、常勤監査役に選任されたことに伴い、対象者を持分法適用関連会社としております。

(注) 所有割合とは、対象者が平成 27 年 2 月 10 日付で提出した「平成 27 年 3 月期第 3 四半期決算短信[日本基準]（連結）」（以下「対象者第 3 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 26 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（23,700,000 株）から対象者第 3 四半期決算短信に記載された平成 26 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（89,674 株）を除いた株式数（23,610,326 株）に占める割合をいいます。以下同じです。

当社の完全子会社であるサンエツ金属株式会社（以下「サンエツ金属」といいます。）は、対象者との間で、平成 26 年 4 月 1 日付で、伸銅事業に関する業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）を締結しており、生産、開発、管理面での両社の経営資源の有効活用と両社が培ってきたノウハウの融合による相乗効果の創出を図り、伸銅事業の競争力強化と企業価値の向上を目指してきました。

そして、この度、当社は、平成 27 年 2 月 10 日開催の取締役会において、対象者の連結子会社化による事業上の提携関係の強化、ひいては、両社の企業価値のより一層の向上を目的として、本公開買付けを実施することを決議致しました。

当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持しながら資本関係を出来る限り強化する方針であることから、買付予定数の上限を 7,996,000 株（所有割合 33.87%。なお、かかる場合において本公開買付けにより当該 7,996,000 株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式の数は 11,829,000 株（所有割合 50.10%）と設定しております。従って、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（7,996,000 株）を超え

る場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,996,000 株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、当社は、対象者の第二位株主である丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）から、平成 27 年 2 月 10 日付で、丸紅が同社の所有する対象者株式 3,726,500 株（所有割合 15.78%）のうち、2,541,500 株（所有割合 10.76%）を本公開買付けに応募する旨の誓約書（以下「本応募誓約書」といいます。）を取得しております。本応募誓約書の概要については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

また、対象者によって公表された平成 27 年 2 月 10 日付「株式会社 C K サンエツによる当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明について」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、当社と対象者との間の提携関係を強化し、双方がお互いの事業の根幹を成す経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を相互に提供・活用することにより、当社と対象者の企業価値の一層の向上を図るためには、当社が対象者を連結子会社化することが望ましいとの判断に至ったとのことです。

そして、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は、平成 27 年 2 月 9 日に当社及び対象者から独立した第三者算定機関である山田 F A S 株式会社（以下「山田 F A S」といいます。）より取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）に示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 27 年 2 月 10 日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化による事業上の提携関係の強化、ひいては、両社の企業価値のより一層の向上を目的として、本公開買付けの実施に賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会は、上記のとおり、本公開買付け価格に関しては山田 F A S より取得した対象者株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから妥当であると考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所市場第二部において売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることも、併せて決議したとのことです。加えて、対象者は、上記対象者の取締役会において、対象者が平成 18 年 1 月 16 日に開催した取締役会において導入し、平成 26 年 6 月 27 日に開催した取締役会において更新した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないことを承認する旨も、併せて決議したとのことです。

上記対象者の取締役会決議の詳細は、下記「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、株式会社名古屋証券取引所市場第二部に上場し、サンエツ金属、シーケー金属株式会社（以下「シーケー金属」といいます。）を中核として、事業会社 10 社を子会社化している持株会社であります。当社グループ（本日現在、当社及びその子会社 10 社、並びに関連会社 1 社から成ります。以下同じです。）は伸銅、精密部品、配管・鍍金及びこれに付帯する事業を行っております。当社グループの中核であるサンエツ金属は、素材のサプライヤーであると同時に黄銅製品のサプライヤーでもあり、中国においても日本製黄銅製品のトップブランドとして確固たる地位を築く、日本最大の黄銅棒、黄銅線メーカーであります。また、同じく当社グループの中核であるシーケー金属は、地球環境に配慮した配管機器を C K ブランドで提供するユニークな企業であると同時に、世界で初めて環境対応を実現した溶融亜鉛鍍金の加工

メーカーであります。

一方、対象者は、昭和13年4月に創業者である吉田久博氏により伸銅品の生産販売を目的として設立され、それ以来、積極的な設備投資及び技術力の向上に努めることで、黄銅棒メーカーとしての信用を築き上げ、現在は電子素材のコネクター線や環境対応製品の開発など需要家のニーズに積極的に応えております。

当社は、平成18年10月頃から純投資を目的として市場内取引による取得を継続的に実施してきました。当社グループの中核であるサンエツ金属及び対象者は、伸銅事業の相互発展を目指し、平成26年1月頃より協議を重ねた結果、平成26年4月1日付で、生産、開発、管理面での両社の経営資源の有効活用と両社が培ってきたノウハウの融合による相乗効果の創出を図り、伸銅事業の競争力強化と企業価値の向上を目的として、本業務提携契約を締結するに至りました。そして、本業務提携契約に基づき、当社及びサンエツ金属の取締役を兼任する1名並びにサンエツ金属の取締役2名が、当社及びサンエツ金属の取締役を辞任した上で、平成26年6月27日開催の対象者の株主総会並びにその後の取締役会及び監査役会において、それぞれ、対象者の代表取締役社長、取締役、常勤監査役に選任されました。なお、これにより当社は対象者を持分法適用関連会社とするに至りました。

さらに、当社グループ及び対象者においては、平成26年4月以降も、本業務提携契約等に基づき、事業上の協力関係を構築し、相互に補完して事業を進めて参りました。しかしながら、当社グループ及び対象者を取り巻く事業環境は益々厳しさを増しており、規模の拡大を求めた伸銅事業の業界再編の機運も高まっていることから、当社グループ及び対象者は、双方の経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を融合し、その有効活用を加速させることにより、企業価値のさらなる向上に資するための施策を早期に実施することが急務であるとの認識で一致するに至りました。

そこで、当社グループ及び対象者は、さらに当社グループ及び対象者の事業の根幹を成す経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を相互に提供・活用することを目的として、平成26年11月頃より当社及び対象者で今後の方針に関する検討を開始し、その後協議を進めて参りましたが、その結果、当社グループ及び対象者が同一グループとなり、より強固な資本関係のもとで協力しながら迅速な事業推進に努めることが、当社及び対象者の企業価値の向上に繋がるとの共通認識に至りました。

なお、当社及び対象者は、事業シナジーを実現させ、より一層の企業価値向上を図るための具体的な施策として、以下のものが考えられると判断しております。

#### I. 製品の相互OEM供給

当社グループ及び対象者は、双方が多種にわたる製品を製造しておりますが、相互の製造ラインを共同で管理・融通することにより、当社グループ及び対象者ともに、これまで以上に商品ラインナップの拡充を図ることができます。また、既に一方が開発している製品に関しては、新規開発コストが不要になるため、開発コストの削減も期待できます。

#### II. 製品・原料等の共同購買、共同物流

当社グループ及び対象者で、現在同一の仕入先から製品・原料等を購買しているものについては、共同購買することで規模のメリットを活かし、調達する製品・原料等のコストを低減させることが期待できます。また、共同物流による物流の最適化、配送ロットの大型化や物流システムの統合により、物流に関するコストを削減することが期待できます。

#### III. 人材交流

当社グループ及び対象者が、より積極的に人材の相互派遣を行うことにより、技術力・品質の向上を図るとともに、人員を融通することで過不足を最適化することが期待できます。

以上のように、平成26年12月頃には、対象者の従業員の自覚・志気や社会的信用度を維持しつつ、当社と対象者との間の提携関係を強化し、双方がお互いの事業の根幹を成す経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を相互に提供・活用することにより、当社と対象者の企業価値の一層の向上を図るためには、当社が対象者を連結子会社化することが望ましいとの判断に至りました。対象者としてはこれまで以上に当社の経営資源を活用することで経営基盤を強化できること、上場を維持することにより機動的な資金調達と

社会的信用力を維持することが可能となり、ステークホルダーの皆様に対して対象者の企業価値向上のメリットを享受いただけると判断したとのことです。

本公開買付け成立後の経営方針につきましては、対象者には、現在の事業戦略を引き続き継続していただくとともに、当社との連携をさらに深め、両社の企業価値向上に資する施策を協力して推進していただくことを想定しております。

当社は、対象者が今後も継続して発展していくためには、対象者独自の企業文化、経営の自主性などを保持しつつ、新たな課題に取り組んでいくことが重要であると認識しており、本公開買付け成立後も、現在の経営陣及び従業員の皆様には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力していただきたいと考えております。従って、現時点では、対象者の役員構成等のガバナンス体制の変更は予定しておりません。

### (3) 本公開買付けに関する重要な合意等

当社は、対象者の第二位株主である丸紅から、平成 27 年 2 月 10 日付で本応募誓約書を取得しております。本応募誓約書においては、丸紅が同社の所有する対象者株式 3,726,500 株（所有割合 15.78%）のうち、2,541,500 株（所有割合 10.76%）を本公開買付けに応募する旨を誓約しております。なお、本応募誓約書では、本公開買付けへの応募に関する前提条件、特別な撤回事由、その他応募株主が本公開買付けに応募しない場合を想定した規定は定められておりません。

### (4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は当社の連結子会社ではありませんが、当社が対象者株式 3,833,000 株（所有割合 16.23%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としている状況を考慮し、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、それぞれ以下のような措置を実施致しました。

なお、当社は、対象者の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

#### ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対し、対象者株式の価値算定を依頼致しました。なお、野村証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

当社が野村証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、後記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」、「① 算定の基礎」及び同「② 算定の経緯」をご参照ください。

#### ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け価格の適正性を判断するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である山田 F A S に対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです（なお、山田 F A S は、当社及び対象者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。）。

山田 F A S は、対象者株式の株式価値の算定にあたり、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、対象者は、山田 F A S から平成 27 年 2 月 9 日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、山田 F A S から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおり

とのことです。

市場株価法	: 114 円から 126 円
DCF 法	: 93 円から 133 円

市場株価法では、平成 27 年 2 月 6 日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値 114 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 116 円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 118 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 126 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 114 円から 126 円までと分析しているとのことです。

DCF 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成 27 年 3 月期第 3 四半期以降に対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 93 円から 133 円までと分析しているとのことです。なお、DCF 法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれているとのことであり、具体的には、平成 27 年 3 月期の通期連結営業利益予想はマイナス 30 百万円ですが、平成 28 年 3 月期において、製品歩留まりの改善による生産性の向上、サンエツ金属との相互 OEM 供給の推進により、連結営業利益はプラスになることが見込まれているとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定過程における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして桃尾・松尾・難波法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、必要な法的助言を得ているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 27 年 2 月 10 日開催の取締役会において、対象者の取締役 3 名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者の取締役会は、上記のとおり、本公開買付け価格に関しては山田 F A S より取得した対象者株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから妥当であると考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所市場第二部において売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることも、併せて決議したとのことです。加えて、対象者は、上記対象者の取締役会において、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないことを承認する旨も、併せて決議したとのことです。

なお、上記対象者の取締役会には、対象者の監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員が出席し、対象者の取締役会が上記意見を表明すること、及び、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないことを承認する旨を決議することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(5) 本公開買付け後の対象者の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合、現時点では、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。他方、本公開買付けによって連結子会社化の目的を達成するに至らない場合には、連結子会社化の是非を含め、その対応方針について対象者と協議する予定ですが、現時点では、具体的な

対応方針は未定であり、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得する予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

本日現在、対象者株式は東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社は 7,996,000 株（所有割合 33.87%）を上限として本公開買付けを実施致しますので、本公開買付け後に当社が所有することとなる対象者株式の数は、最大で 11,829,000 株（所有割合 50.10%）に留まる予定です。従って、対象者株式については、本公開買付け後も引き続き東京証券取引所市場第二部の上場が維持される予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	日本伸銅株式会社	
② 所在地	大阪府堺市堺区匠町20番地 1	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山崎 仁郎	
④ 事業内容	伸銅事業	
⑤ 資本金	1,595百万円（平成26年9月30日現在）	
⑥ 設立年月日	昭和13年4月9日	
⑦ 大株主及び持株比率 （平成26年9月30日現在）	株式会社C Kサンエツ	16.2%
	丸紅株式会社	15.7%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	4.2%
	三菱伸銅株式会社	4.2%
	三井住友信託銀行株式会社（常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株式会社）	3.5%
	根本 竜太郎	3.2%
	浅香工業株式会社	2.2%
	三谷伸銅株式会社	2.2%
	株式会社ハマイ	2.1%
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	1.7%
⑧ 上場会社と対象者の関係	資本関係	当社は、本日現在、対象者株式3,833,000株（所有割合16.23%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	対象者と当社の連結子会社サンエツ金属との間ではOEM製品及び原料販売の取引関係が、また、対象者の連結子会社大阪黄銅株式会社とサンエツ金属との間では伸銅製品の販売の取引関係があります。
	関連当事者への 該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であるため、対象者は当社の関連当事者に該当します。

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率（平成26年9月30日現在）」における持株比率は、対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（小数点以下第二位を四捨五入）を記載しております。

## (2) 日程等

### ① 日程

取締役会決議	平成27年2月10日(火曜日)
公開買付開始公告日	平成27年2月12日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成27年2月12日(木曜日)

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成27年2月12日(木曜日)から平成27年3月11日(水曜日)まで(20営業日)

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成27年3月25日(水曜日)までとなります。

## (3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金120円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者株式の価値算定を依頼致しました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付に関して、重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて、対象者株式の価値算定を行い、当社は野村證券から平成27年2月9日に本株式価値算定書を取得致しました。なお、当社は、野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 114円～126円
DCF法	: 48円～139円

市場株価平均法では、平成27年2月6日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値114円、直近5営業日の終値単純平均値114円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)、直近1ヶ月間の終値単純平均値116円、直近3ヶ月間の終値単純平均値118円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値126円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を114円から126円までと分析しております。

DCF法では、当社が確認した事業計画、直近までの業績の動向、対象者への事業計画インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年3月期第3四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を48円から139円までと分析しております。

なお、DCF法の前提とした対象者の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。具体的には、平成27年3月期の通期連結営業利益予想はマイナス30百万円ですが、平成28年3月期において、製品歩留まりの改善による生産性の向上、サンエツ金属との

相互OEM供給の推進により、連結営業利益はプラスになることが見込まれております。

当社は、野村證券から平成 27 年 2 月 9 日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の有無、対象者株式の直近 1 ヶ月間の市場株価の動向、丸紅との協議・交渉の結果及び本公開買付けに対する応募株券等の数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 27 年 2 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を 1 株当たり 120 円とすることを決定致しました。

なお、本公開買付け価格 120 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 27 年 2 月 9 日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値 114 円に対して 5.26%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム及びディスカウントの数値（%）について同じです。）のプレミアムを加えた価格、平成 27 年 2 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 115 円に対して 4.35%のプレミアムを加えた価格、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 118 円に対して 1.69%のプレミアムを加えた価格、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 125 円に対して 4.00%のディスカウントをした価格となります。

## ② 算定の経緯

（本公開買付け価格の決定に至る経緯）

当社グループ及び対象者は、双方の経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を融合し、その有効活用を加速させることにより、企業価値のさらなる向上に資するための施策を早期に実施することが急務であるとの認識で一致するに至りました。

そこで、当社グループ及び対象者は、さらに当社グループ及び対象者の事業の根幹を成す経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を相互に提供・活用することを目的として、平成 26 年 11 月頃より当社及び対象者で今後の方針に関する検討を開始し、その後協議を進めて参りましたが、その結果、当社グループ及び対象者が同一グループとなり、より強固な資本関係のもとで協力しながら迅速な事業推進に努めることが、当社及び対象者の企業価値の向上に繋がるとの共通認識に至りました。

そして、平成 26 年 12 月頃には、対象者の従業員の自覚・志気や社会的信用度を維持しつつ、当社と対象者との間の提携関係を強化し、双方がお互いの事業の根幹を成す経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を相互に提供・活用することにより、当社と対象者の企業価値の一層の向上を図るためには、当社が対象者を連結子会社化することが望ましいとの判断に至ったことから、本公開買付けを実施することを決議し、当社は、以下の経緯により、本公開買付け価格を決定致しました。

### 1. 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より提出された本株式価値算定書を参考に致しました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

### 2. 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の価値算定を行っており、各手法において算定された対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 114 円～126 円
DCF法	: 48 円～139 円

### 3. 当該意見を踏まえて本公開買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から平成 27 年 2 月 9 日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、

対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の有無、対象者株式の直近1ヶ月間の市場株価の動向、丸紅との協議・交渉の結果及び本公開買付けに対する応募株券等の数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年2月10日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり120円とすることを決定致しました。

### ③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,996,000株	—株	7,996,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,996,000株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,996,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,833個	(買付け等前における株券等所有割合16.23%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	11,829個	(買付け等後における株券等所有割合50.10%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	23,546個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成26年11月14日に提出した第92期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（23,700,000株）から対象者第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在対象者が所有する自己株式数（89,674株）を除いた株式数（23,610,326株）に係る議決権の数（23,610個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 959,520,000 円

(注) 買付予定数 (7,996,000 株) に本公開買付価格 (120 円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成27年3月18日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成27年4月1日(水曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://netcall.nomura.co.jp/>) にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限(7,996,000株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(7,996,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位(追加して1単位の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決めます。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第2号イ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（その他の野村証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 27 年 2 月 12 日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

#### (1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。

#### (2) 今後の業績への見通し

本公開買付けが当社の連結及び単体の今期業績予想に与える影響は軽微であると見込まれます。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社と対象者との間の提携関係を強化し、双方がお互いの事業の根幹を成す経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を相互に提供・活用することにより、当社と対象者の企業価値の一層の向上を図るためには、当社が対象者を連結子会社化することが望ましいとの判断に至ったとのことです。

そして、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格は、平成 27 年 2 月 9 日に当社及び対象者から独立した第三者算定機関である山田 F A S より取得した対象者株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 27 年 2 月 10 日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化による事業上の提携関係の強化、ひいては、両社の企業価値のより一層の向上を目的として、本公開買付けの実施に賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会は、上記のとおり、本公開買付価格に関しては山田 F A S より取得した対象者株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから妥当であると考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所市場第二部において売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることも、併せて決議したとのことです。加えて、対象者は、上記対象者の取締役会において、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないことを承認する旨も、併せて決議したとのことです。

これらの対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び前記「1. 買付け等の目的等」、「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

#### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 27 年 2 月 10 日に「平成 27 年 3 月期 第 3 四半期決算短信[日本基準] (連結)」を公表しております。当該公表に基づく当該期の対象者の連結損益状況等は下記のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人のレビューを受けていないとのことです。また、下記の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場がなく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

##### ① 損益の状況 (連結)

会計期間	平成27年3月期第3四半期連結累計期間
売上高	11,928百万円
売上原価	11,308百万円

販売費及び一般管理費	613百万円
営業外収益	29百万円
営業外費用	91百万円
四半期純利益	△550百万円

② 1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成27年3月期第3四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	△23.30円
1株当たり配当額	—

以 上

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来予測】**

このプレスリリースには、本公開買付けにより対象者株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく事業展開の見通しに関する記述が含まれています。実際の結果は、既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因によって、かかる見通しから大きく乖離する可能性があります。

当社は、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

**【米国規制】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。